

平成 1 7 年度

「魅力ある大学院教育」イニシアティブ

公募要領

《研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費）》

平成 1 7 年 6 月
文 部 科 学 省

目 次

1 . 本事業の目的	1
2 . 公募の概要	
(1) 公募の対象	1
(2) 申請者等	2
(3) 申請内容等	2
(4) 取組期間	3
(5) 公募範囲・採択件数・取組規模等	3
(6) 経費の範囲	3
3 . 審査方法等	5
4 . 申請に当たっての留意事項	
(1) 申請書類	6
(2) 申請手続	6
(3) その他	6
5 . その他の留意事項	
(1) 取組代表者等の留意事項	7
(2) 取組の評価	8
(3) 公表等	8
6 . 問い合わせ先・スケジュール等	8

1. 本事業の目的

今後の大学院は、大学院教育の実質化(教育の課程の組織的展開の強化)、国際的な通用性・信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点として、教育研究機能の強化を推進していくことが求められています。

「魅力ある大学院教育」イニシアティブは、現代社会の新たなニーズに応えられる創造性豊かな若手研究者の養成機能の強化を図るため、大学院における意欲的かつ独創的な研究者養成に関する教育取組に対し重点的な支援を行うことにより、大学院教育の実質化(教育の課程の組織的展開の強化)を推進することを目的としています。

また、採択された取組を広く社会に情報提供することで、今後の大学院教育の改善に活用します。

2. 公募の概要

(1) 公募の対象

国公立大学における研究者養成を目的とした以下のような大学院研究科専攻(学校教育法第66条ただし書に定める組織に置かれる専攻を含む。以下「専攻」という。)の教育の課程で実施している教育取組を基にした、今後の研究者養成に関する新たな教育プログラム(専攻のカリキュラムの一部として行われるものを含む。)を対象とします。

原則として、博士課程(一貫制、区分制(前期・後期)、後期3年の課程のみの博士課程)を置く専攻
(研究者養成を目的とした修士課程を置く専攻についても申請可。)
上記の複数専攻の組み合わせ

- 1) 申請は、一定の学問分野のまとまりを有する専攻又は専攻の組み合わせで行ってください。
- 2) のうち、区分制(前期・後期)博士課程は、1専攻として取り扱います。
- 3) の組み合わせの場合は、同一大学内のものに限りませ。
- 4) 研究科全体や複数の専攻で同一の教育プログラムを実施する場合には、研究科又は複数専攻を単位として申請可とします。

なお、対象となる教育プログラムは、当該専攻の教育カリキュラムの一部として行われるものも含め、その一環として実施されるものであり、履修した学生には、これらの学修の成果を適切に評価して単位を認定するなどの取組が望まれます。

「魅力ある大学院教育」イニシアティブは、「新時代の大学院教育」(平成17年6月13日中央教育審議会中間報告)の提言等を踏まえて実施する事業であるため、申請にあたっては、各大学院において、当該中間報告の内容・趣旨等を踏まえて、教育プログラムの検討を行うことが期待されます。

中間報告については、文部科学省ホームページ(<http://www.mext.go.jp>)を参照してください。

(2) 申請者等

本事業について申請をすることができる者は、当該教育プログラムの取組代表者としての研究科長(学校教育法第66条ただし書に定める組織の場合は、その長。以下「研究科長」という。)です。なお、研究科をまたがった複数専攻の組み合わせの申請の場合は、当該複数専攻に係る研究科長のうちから取組代表者を決めてください。また、申請書類は、研究科長が学長を通じて文部科学大臣宛に申請してください。

本補助金の事業者は、大学の設置者(国立大学法人、公立大学法人、学校法人又は地方公共団体)となります。取組実施担当者は、当該教育プログラムの遂行に主体的に関わり、その遂行を担当する常勤又は非常勤の教員を指します。

取組実施担当者は、2つ以上の申請に係ることはできません。

(3) 申請内容等

次の各事項に留意し、申請をしてください。

- ・ 本プログラムが大学全体の中で明確に位置付けされているものであること。
- ・ 課程の目的・役割を焦点化・明確化し、それに沿った大学院教育の実質化(教育の課程の組織的展開の強化)を図るための方策が確立され、又は今後展開されることが期待できる教育プログラムであること。
- ・ これらの取組を基盤として、現代社会の新たなニーズに応える意欲的かつ独創的な教育プログラムへの発展的展開が図られる具体的な計画であり、創造性豊かな若手研究者の養成が期待され、その実現性が高いものであること。
- ・ 2年間の補助事業終了後も、大学において継続的な教育研究活動が期待できるものであること。

なお、内容の詳細については、「平成17年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブ 計画調書(作成・記入要領)」を参照してください。

(4) 取組期間

2年間

(5) 公募範囲・採択件数・取組規模等

公募範囲

- ・すべての学問分野を対象とします。
- ・公募は以下の3分野に区分して行いますので、申請する専攻毎に、3分野の中から審査を希望する分野を1つだけ選んで申請してください。(1つの申請が複数の分野にまたがる場合も、最も関係が深いと考えられる分野を1つに決めて提出してください。)

分野	細分野(例示)
人社系	文学、史学、哲学、心理学、教育学、演劇、言語学、芸術、法学、政治学、経済学、経営学、社会学、総合政策、地域研究、国際関係 等、 その他人社系分野を主とする複合分野
理工農系	数学、物理学、地球・惑星・宇宙科学、応用物理学、化学、ナノ・材料科学、金属工学、繊維工学、プロセス工学、機械工学、土木工学、建築学、情報学、電気電子通信工学、システム工学、バイオサイエンス、生物学、医用工学、生体工学、農学、獣医学 環境科学、生活科学、エネルギー科学 等、 その他理工農系分野を主とする複合分野
医療系	医学、歯学、薬学、看護学、保健学 等、 その他医療系分野を主とする複合分野

(注) 細分野にある例示は、各分野構成をイメージするために記載しているものであり、これらに限定したり、分野の固定化、分野の融合を妨げる趣旨ではありません。

複数申請

- ・1専攻に係る申請は、1件に限りますが、1大学から複数申請することは可能です。
- ・1大学から複数申請する場合は、同一分野に複数申請することも、複数の分野に申請することも可能です。

採択件数

申請状況、事業内容等を勘案の上、各分野毎に10～30件程度とし、全体で80件程度とします。

取組規模

取組規模(補助対象経費)は、各年度毎に1億円を上限とします。国から補助金を支出する額は、取組内容等を勘案の上、取組規模の範囲内で1件当たり年間5千万円程度を上限とします。

(6) 経費の範囲

申請にあたっては、各年度毎に取組規模の上限額の範囲内で計画調書を作成の上、提出してください。また、補助金で措置する額と各大学が負担する額を整理してください。

申請できる経費は、本教育プログラムの遂行に必要な以下の経費です。申請に当たっては、実施期間(2年間)における所要経費を提出していただきますが、各年度の補助金額は、本補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、内容等を総合的に勘案して毎年度決定されることとなります。

なお、経費の取扱いについては、別に通知する取扱要領等に従って適切に管理執行していただくこととなりますので、留意してください。

【設備備品費】

補助金により購入した設備備品(図書(雑誌等を除く。))を含む。その性質及び形状を変ることなく比較的長期の使用に耐えるもの。)は、研究拠点形成費等補助金(若手研究者養成費)により購入したものである旨を記し、備品番号を付けるなど適正に管理してください。

また、上記の設備備品を設置する際の軽微な据付のための経費についても使用できます。

【旅費】

本事業を遂行するに当たり必要な旅費(国内旅費、外国旅費、外国人招へい等旅費)に限られます。

【人件費】

本事業を遂行するに当たり必要な教育支援、労働、専門的知識の提供等の協力を得た人に対する手当・諸謝金・賃金について使用できます。

【事業推進費等】

本事業を遂行するために必要な消耗品費、借料・損料、土地(建物)借料、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費(送金手数料、収入印紙代、知的財産権の出願・登録経費、試作品費等)、会議費、委託費、その他大臣が認めた経費について使用できます。

消耗品費は、消耗器材、薬品類その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の代価です。

委託費については、本事業を遂行するために必要であり、かつ、本事業の本質(若手研究者に新たに求められる資質、自立して研究活動を行うための能力を組織的かつ体系的に修得させること)をなさない定型的な業務を他に委託して行わせることは可能ですが、原則として、各年度に申請する取組規模(補助対象経費)の50%を超えないようにしてください。

なお、本事業の遂行に直接関連のない経費(酒類や講演者の慰労会、懇親会等の経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費、学生に対する学資金の援助のための経費等)には使用することができません。

んが、本事業として行われる会議・シンポジウムに不可欠なものとして開催されるレセプション等に必要な経費には使用できません。

建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません（軽微な改修のための経費を除く）。

上記の経費の範囲内において、本補助金の使途として、例えば、以下のよう
なものが挙げられます。

- ・ 学生が自ら研究課題を設定し研究活動を実施するなど学生の創造力、自立的
研究遂行能力を高める教育プログラムの企画・実施に必要な経費
- ・ 研究プロジェクトをリードできる資質・能力を培う教育プログラムの企画
・ 実施に必要な経費
- ・ 新分野、異分野にも対応できる柔軟な発想力を養う教育プログラムの企画
・ 実施に必要な経費
- ・ 海外、企業など、多様な研究活動の場を通じて研鑽を積む教育プログラ
ムの企画・実施に必要な経費
- ・ 新たな教材開発、テキスト作成に必要な経費
- ・ 企業等との産学共同教育プログラムの開発、実施に必要な経費
- ・ 企業等への実践的なインターンシップの企画・実施に必要な経費
- ・ 会議、シンポジウム等を企画・開催するための経費
- ・ 教育研究支援職員の雇用等に要する経費
- ・ T A、 R Aの活動を通じた研究者としての教育的機能の訓練、研究遂行能
力の育成に必要な経費
- ・ 教育研究スペースの確保に要する経費 等

3 . 審査方法等

本補助金交付先の採択のための審査は、独立行政法人日本学術振興会において運営される「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会（以下「イニシアティブ委員会」という。）において行われます。

審査方法等の概要は、「「魅力ある大学院教育」イニシアティブ審査要項」を参照してください。

なお、審査の過程で、調書等をもとにヒアリングを行う場合がありますが、本年度は、概ね9月下旬～10月上旬に行う予定です。ヒアリング対象となったものに対しては、別途、イニシアティブ委員会よりその旨の連絡をいたしますので、計画調書等の内容について責任をもって対応できる学長又は副学長（教育担当）、研究科長、取組実施担当者等におかれましては、対応可能な状態にしておいてください。

4. 申請に当たっての留意事項

(1) 申請書類

「平成17年度 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ 計画調書(作成・記入要領)」及び「平成17年度 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ提出カード(作成・記入要領)」に基づき、本事業の目的を十分に踏まえて、所定の様式で計画調書等を作成し、研究科長が学長を通じて文部科学大臣宛として、独立行政法人日本学術振興会に申請してください。

なお、計画調書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともありますので、十分留意してください。

また、申請書類に虚偽の記載等がある場合は、採択後においても、採択が取り消されることがあります。

(2) 申請手続

申請書類を、平成17年7月27日(水)～7月28日(木)(午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)の期間内に、独立行政法人日本学術振興会に提出してください。申請書類を送付する場合は、配達証明が可能な方法(配達記録、小包、簡易書留、宅配便等)で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必着するようにしてください。

【提出部数】 「平成17年度 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ
計画調書」関係・・・2部
「平成17年度 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ提出
カード」関係・・・1部
上記関係の書類を保存したCD-ROM
・・・各大学ごとに1枚

【提出先】〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地 一番町FSビル8F
独立行政法人日本学術振興会
研究事業部研究事業課(「魅力ある大学院教育」イニシアティブ担当)
(電話：03-3263-1740)

イニシアティブ委員会で採択されたものについては、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡をいたします。

(3) その他

採択された教育プログラムに対して、国公私を問わず「研究拠点形成費等補助金」による経費措置を行うこととしております。

採択された教育プログラムが、「研究拠点形成費等補助金」により文部科学省が行っている他のプログラム(21世紀COEプログラム)又は他の補助金

等により経費措置を受けているものと内容が重複する場合、本プログラムとして経費措置を受けることはできなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を受けて行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、教育プログラムの実施計画及び資金計画「初年度及び次年度の各経費の明細」を作成してください。

一度採択された教育プログラムについては、原則として、当初計画に基づいて2年間補助事業を実施することとなりますので、あらかじめ計画を十分に練った上で申請するようにしてください。

提出された調書等については、本公募要領にしたがっていない場合や不備がある場合、その差し替えや訂正は、原則として認めません。また、審査に付さないことがあります。

提出された調書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。

5 . その他の留意事項

(1) 取組代表者等の留意事項

採択がなされ補助金の交付を受けた場合、各大学の専攻の取組代表者としての研究科長、取組実施担当者及び経理等事務を行う大学の事務局は、以下のことに留意してください。

補助事業の遂行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

また、計画調書、交付申請書、報告書等の作成や提出等を、各大学毎に一括して行うようにしてください。

補助金の執行事務等

本補助金の執行事務を適切に遂行するため、本補助金の経理等事務については、大学の事務局が計画的に経費の執行管理を行うようにしてください。その際、本補助事業に要した費用について他と経理を明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該全取組完了の年度の翌年度から5年間保存することにも注意してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

その他法令、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(2) 取組の評価

全取組完了(2年)後、イニシアティブ委員会において、その事後評価を行います。

なお、評価については、イニシアティブ委員会で決められた評価方法、基準等に基づいて行われます。

(3) 公表等

募集締切後、申請大学名(専攻名含む)を公表する予定です。また、採択された教育プログラムについては、内容についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集の作成等を行うこととしておりますので、あらかじめご了承ください(事例集の作成等に当たっては、採択された大学にご協力いただくこととします)。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属するものとします。

なお、本事業の趣旨・目的を踏まえ、採択された大学については、教育プログラムの内容、経過、成果等を各大学のホームページ等を活用し積極的に公表し、他の大学や学生を含め広く社会へ情報提供するとともに、順次更新し、大学院教育の更なる改善・充実に積極的に協力していただくこととします。

6. 問い合わせ先・スケジュール等

《公募要領その他の全般に関する問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

文部科学省高等教育局大学振興課大学院係

電話：03-5253-4111 内線 3312

FAX：03-6734-3387

ホームページ：http://www.mext.go.jp

(本ホームページより、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

《調書及び審査・評価に関する問い合わせ先》

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地 一番町FSビル7F

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部研究事業課(「魅力ある大学院教育」イニシアティブ担当)

電話：03-3263-1740

FAX：03-3237-8015

ホームページ：http://www.jsps.go.jp

(本ホームページより、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

《スケジュール等》

説明会(出席には登録が必要です。登録方法等については日本学術振興会のホームページを参照ください。http://web.jsps.go.jp/j-initiative/index.html)

東京会場：「学術総合センター（一橋記念講堂）」東京都千代田区一ツ橋2 - 1 - 2

7月 8日（金）第1回 10：30～12：30

第2回 14：00～16：00

大阪会場：「メルパルクホール大阪」大阪市淀川区宮原4 - 2 - 1

7月12日（火） 14：00～16：00

各回開始30分前に開場

申請書類の提出期間：平成17年7月27日（水）～7月28日（木）

（午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

採択結果の通知（予定）：平成17年10月中旬